

報道機関各位

箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金の実施について

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外国人住民失業者等を支援するため、以下のとおり、箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金を交付します。

長野県社会福祉協議会が実施している緊急就労支援事業の補助事業所に対し、箕輪町内に住所を有する外国人住民の雇用にかかる賃金を補助します。
緊急就労支援事業の補助額が賃金の2/3であることから、町から残りの1/3を補助することで、上限2月までは実質、事業所の負担がなく雇用することができます。
詳しくは別紙要綱をご覧ください。

添付資料 有 無

総務課 総務係
(課長) 中村 克寛 (担当) 笠原 ゆみ子
電話：0265-79-3111 (内線) 104
FAX：0265-79-0230
E-mail：soumu@town.minowa.lg.jp



お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

育てる男が、家族を支える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

令和2年箕輪町告示第192号

箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による外国人住民失業者等を支援するため、長野県や長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、関係機関・団体等と協働して取り組む緊急就労支援事業を行う補助対象事業所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、町内に住所を有する外国人であって、県社協が定める緊急就労支援事業実施要項（以下「県社協要項」という。）4に規定する支援対象者とする。

(補助対象事業所)

第3条 補助対象となる事業所は、県社協要項5に規定する助成対象事業所とする。

(補助対象期間及び補助金額)

第4条 補助対象期間は、第2条に規定する支援対象者を令和2年9月17日以降に雇用を開始した日から2月までとする。

2 補助金額は、前項に規定する期間内の賃金の3分の1以内とする。ただし、上限を96,000円とする。

(申請及び請求方法)

第5条 補助金の申請は、箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金申請書兼請求書（別記様式）に、県社協要項7に規定する支援の流れで定める受入承諾書、利用申請書、助成金請求書（賃金の支払いに係る明細書等の写しを含む）及び利用報告書の写しを添付し、令和3年3月31日までに申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 町長は、本補助金の交付を受けた後に偽りその他不正の手段により補助金交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

(別記様式) (第5条関係)

箕輪町外国人住民緊急就労支援事業補助金申請書兼請求書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住 所
事業所名 ⑩
代表者名
連絡先 () -

下記のとおり、申請しますので補助金を交付してください。なお、補助金の振込先については、県社協要項7に規定する助成金請求書に記載された口座にしてください。また、県社協の緊急就労支援事業助成金の支払い状況について、県社協に対し、町の担当者が照会・確認を行うことについて同意します。

記

1 補助申請額 金 _____ 円
(支払金額の3分の1：小数点以下切捨て。ただし、上限96,000円)

2 添付書類 (県社協要項7に規定するもの等)

- (1) 受入承諾書の写し
- (2) 利用申請書の写し
- (3) 助成金請求書の写し (賃金の支払いに係る明細書等の写しを含む)
- (4) 利用報告書の写し